4　災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の型別は、次の表のとおりとする。

型別＼条件	ホイルベース	ポンプの級別	水槽容量	泡消火薬液槽
Ⅴ　型	５ｍ以上	Ａ－一級	2.3㎥以上	1.8㎥以上
Ⅳ　型	４ｍ以上	Ａ－二級以上	２㎥以上	1.6㎥以上
Ⅲ　型	４ｍ以上	Ａ－二級以上	1.3㎥以上	1.2㎥以上
Ⅱ　型	3.5m以上	Ａ－二級以上	1.3㎥以上	0.5㎥以上
Ⅰ　型	３ｍ以上	Ａ－二級以上	１㎥以上	0.3㎥以上
大Ⅱ型	－	Ａ－一級	2.5㎥以上	0.5㎥以上
大Ⅰ型	４ｍ以上	Ａ－一級	－	1.8㎥以上

5　前3項の表におけるポンプの級別の適用については、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）第21条によるものとする。

6　救助工作車の型別は、次の表のとおりとする。

型別＼条件	積載する資機材	その他の装備・備考
Ⅳ　型	救助用資機材及び高度救助用資機材	最大引張力が前方向３t以上又は後方向３ｔ以上のウインチ 航空機積載時の車長6.3m以内、車幅2.4m以内及び車高2.7m以内
Ⅲ　型	救助用資機材及び高度救助用資機材	最大引張力が前方向５ｔ以上及び後方向５ｔ以上の前後引きウインチ（ただし、積載重量等との関係で取付不能の場合は、前方向５ｔ以上のウインチ）並びに吊上げ能力2.9ｔ以上のクレーン
Ⅱ　型	救助用資機材	最大引張力が前方向５ｔ以上のウインチ及び吊上げ能力2.9ｔ以上のクレーン

7　災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の級別は、次の表のとおりとする。

級別＼条件	規格地上高	備　考
38m級	38m以上	規格地上高とは、無負荷状態において、はしご起立角75度（75度に至らないものにあっては最大起立角）で、横桟が一致した状態で最大伸長した場合、地表面からはしご最上段の横桟の中心までの垂直高さをいう。
30m級	30m以上38m未満	
24m級	24m以上30m未満	
18m級	18m以上24m未満	
15m級	15m以上18m未満	

8　支援車の型別は、次の表のとおりとする。

型別＼条件	構造及び設備
Ⅰ　型	シャワー、厨房その他の災害時における消防活動を支援するために必要な構造及び設備
Ⅱ　型	消防活動に用いる資機材を搬送するために必要な構造及び設備
Ⅲ　型	広域応援時に必要な人員及び資機材等を搬送するために必要な構造及び設備
Ⅳ　型	２台の消防専用電話装置等広域応援時における消防活動を支援するために必要な構造及び設備

9　広域応援対応型消防艇の級別の適用については、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）によるものとする。

10　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊高発泡車、災害対応特殊大型高所放水車、災害対応特殊泡原液搬送車、支援車（Ⅳ型を除く。）及び災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車に消防専用電話装置を装備しない場合並びに海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかに消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を1台のみの装備とする場合の基準額は、それぞれの基準額から515千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれにも消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,030千円を控除した額とする。

11　災害対応特殊消防ポンプ自動車にホース延長用資機材を積載しない場合の基準額は、それぞれの基準額から296千円を控除した額とする。

12　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ｉ－Ｂ型に限る。）に動力付ホース延長用資機材を積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に219千円を加算した額とする。

13　第12項及び第13項において、ホース延長用資機材（動力付を含む。）とは、ホース・金具等の資機材を積載したままホースを延長、運搬するための消防用器具をいう。

14　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ｉ－Ｂ型に限る。）に動力昇降装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から327千円を控除した額とする。

15　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に吸管巻取装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に357千円を加算した額とする。

16　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を四輪駆動方式としない場合並びに海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかを四輪駆動方式としない場合の基準額は、それぞれの基準額から583千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムで大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれも四輪駆動方式としない場合の基準額は、その基準額から1,166千円を控除した額とする。